

2020年農林業センサスにご協力を

2/1(土)を基準日に農林業に関する統計調査を実施



全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる『2020年農林業センサス』を実施します。この調査は、国内の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにする調査です。農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に5年ごとに行います。

農林業センサスの流れ

調査員が訪問

必要事項聞き取り、調査対象の判定

調査対象の場合、調査票に回答

調査票の回収

調査員が訪問

農林業を営んでいる皆さんの自宅などに統計調査員が訪問して、必要な事項を聞き取り、農林業の経営状況など調査票への記入を依頼します。ご協力をお願いします。調査はオンラインによる回答もできます。

時 1月中旬～2月中旬

※農林業家、会社員、集落営農などの農林業関係者で一定規模以上の農林業を行っている人

秘密保護

調査内容は統計法に基づき、定められた目的以外に使用することができません。調査員には守秘義務があるので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありません。

※調査員は調査員証を携帯しています。不審に思ったときには、提示を求め身分を確認してください。

その他／詳しい情報は、農林水産省ホームページからご覧ください。

☎企画政策課 995-1804



民生委員・児童委員 つなぐ支える地域とともに

令和元年12月1日付で民生委員・児童委員を委嘱



12月2日(月)に民生委員・児童委員委嘱状交付式が行われ、市内の88人が民生委員・児童委員として、8人が主任児童委員として厚生労働大臣から委嘱されました。地域の皆さんと各機関とのパイプ役として活動します。任期は3年です。

頼れる相談相手、各機関とのパイプ役

多様化する地域の問題を解決するには、人と人とのつながりが不可欠です。しかし、人口減少や少子高齢化などの影響で、生活上の悩みや不安を一人で抱えてしまう高齢者などが多くいます。

民生委員・児童委員には、老若男女を問わず生活に不安のある人々が安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民の悩みに応じ、必要な支援を受けられる各機関（行政や社会福祉協議会、学校など）につなぐ役割があります。

頼れる相談相手であり、各機関のパイプ役として活躍しています。



安心して相談してください

民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が定められているため、相談内容を相談者の同意なく、他人に漏らすことは決してありません。

住んでいる地域の委員に気軽に相談してください。各地域の委員については、社会福祉課へお問い合わせください。

☎社会福祉課 995-1819